独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	ＴＯＹＯ ＴＩＲＥ株式会社	コード	5105
提出日	2026/3/12	異動（予定）日	2026/3/27
独立役員届出書の提出理由	2026年3月27日開催の定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	米田　道生	社外取締役	○										△					有
2	荒木　由季子	社外取締役	○													○		有
3	本荘　武宏	社外取締役	○										△				新任	有
4	石井　淳子	社外取締役	○													○	新任	有
5	片山　幹雄	社外取締役	○													○	新任	有
6	北尾　保博	社外監査役	○													○		有
7	髙橋　司	社外監査役	○													○		有
8	福田　健次	社外監査役	○													○		有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	米田道生氏は過去に、株式会社東京証券取引所の取締役（2015年6月退任）でしたが、同社とは上場契約に基づく取引を除き特別の取引関係は無く、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	米田道生氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。
2		荒木由季子氏は、長年にわたり行政に携わった豊富な経験と、サステナビリティ推進に関する高い知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。
3	本荘武宏氏は大阪瓦斯株式会社の取締役です（現在は業務執行者ではございません）。当社から同社に対しては、ガス使用料に係る支出がありますが、その取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	本荘武宏氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。
4		石井淳子氏は長年にわたり行政に携わり、労働政策や雇用均等、少子化対策などの社会課題に長年取り組まれた豊富な経験と、複数企業や教育機関での経験を通じ、幅広い視点と高い知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。
5		片山幹雄氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。
6		北尾保博氏は、財務経理に関する業務に長年従事し、他会社の監査役を務められるなど豊富な経験と知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。
7		髙橋司氏は、弁護士としての豊富な知識と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。
8		福田健次氏は、弁護士としての豊富な知識と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。